

■ 地域の区分

○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)、同条第 2 項	
○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）別表第 10	
地域の区分	市町村
3	長野市（旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村に限る。）、松本市（旧波田町、旧奈川村、旧安曇村、旧梓川村に限る。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧伊那市、旧高遠町に限る。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
4	長野市（旧長野市、旧信州新町、旧大岡村、旧中条村に限る。）、松本市（旧松本市、旧四賀村に限る。）、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、岡谷市、飯田市、諏訪市、安曇野市、千曲市（旧上山田町、旧戸倉町に限る。）、中野市（旧豊田村に限る。）、伊那市（旧長谷村に限る。）、青木村、下諏訪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村（旧阿智村に限る。）、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南木曾町、王滝村、大桑村、筑北村、麻績村、生坂村、坂城町、小川村、栄村
5	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
この表に掲げる区域は、平成 27 年 4 月 1 日における行政区画によって表示されたもの。ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたもの。	

■ 仕様ごとの熱環流率等

- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）別表第 3～第 8

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

- 平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）（国立研究開発法人建築研究所）

エネルギー消費性能の算定方法 第二章第二節 外皮の熱損失

<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>

- 部位別仕様表登録DB付き外皮計算システム（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）

<https://www2.hyoukakyukai.or.jp/gaihikeisan/calc/login/>

- J I S、各社カタログ等

■ 外皮の熱貫流率（U）の基準 [W / (m<sup>2</sup>・K)]

○住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）1(2)イ 抜粋（木造以外は告示を参照）

	部 位		地域区分		
			3	4	5
木造	屋根又は天井		0.24	0.24	0.24
	壁		0.53	0.53	0.53
	床	外気に接する部分	0.24	0.34	0.34
		その他の部分	0.34	0.48	0.48
	土間床等の外周部の基礎	外気に接する部分	0.27	0.52	0.52
		その他の部分	0.71	1.38	1.38

■ 断熱材の熱抵抗（R）の基準 [m<sup>2</sup>・K / W]

○住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）1(2)ロ 抜粋（木造以外は告示を参照）

	部 位		地域区分			
			3	4	5	
木造 (枠組壁工法を除く)	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	4.6	4.6
			天井	4.0	4.0	4.0
		壁		2.2	2.2	2.2
		床	外気に接する部分	5.2	3.3	3.3
			その他の部分	3.3	2.2	2.2
		土間床等の外周部の基礎	外気に接する部分	3.5	1.7	1.7
	その他の部分		1.2	0.5	0.5	
	外張断熱工法	屋根又は天井		4.0	4.0	4.0
		壁		1.7	1.7	1.7
		床	外気に接する部分	3.8	2.5	2.5
			その他の部分			
		土間床等の外周部の基礎	外気に接する部分	3.5	1.7	1.7
			その他の部分	1.2	0.5	0.5

■ 開口部の熱貫流率（U）の基準 [W / (m<sup>2</sup>・K)]

○住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）1(3)イ 抜粋

開口部比率の区分	地域区分		
	3	4	5
(ろ)	2.33	3.49	4.65